

一般社団法人徳島県バスケットボール協会

定 款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 当法人は、一般社団法人徳島県バスケットボール協会と称し、外国に対しては Tokushima Basketball Association (略称 TBA) と称する。

(事 務 所)

第2条 当法人は、主たる事務所を徳島県徳島市に置く。

- 2 当法人は、理事会の議決により従たる事務所を必要な場所に設置することができる。

(目 的)

第3条 当法人は、公益財団法人日本バスケットボール協会（以下「JBA」という。）に加盟し、徳島県におけるバスケットボール競技会を統轄し、徳島県内のバスケットボールの普及及び振興を図り、バスケットボールを通じて、県民の心身の健全な発達に寄与する。

(事 業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) バスケットボールの普及・振興のための事業
- (2) バスケットボールの競技力向上のための事業
- (3) バスケットボールに関する技術の調査研究
- (4) バスケットボール指導者・審判員の育成と養成
- (5) バスケットボールに関する大会及び競技会等の実施
- (6) バスケットボールに関する大会及び競技会等の後援等
- (7) バスケットボールに関する記録の編集並びに情報の収集及び提供
- (8) バスケットボールに関する功労者・優秀選手等の表彰
- (9) チーム及び競技者の登録に関すること
- (10) JBA との連携及び JBA 事業の推進
- (11) 徳島県バスケットボール界を代表する唯一の団体として公益財団法人徳島県体育協会に加盟すること
- (12) 公益財団法人徳島県体育協会との相互連携
- (13) 各種スポーツイベントの企画、立案、製作及び運営
- (14) 前各号に関連するスポーツ用品、日用雑貨品、書籍及びテキスト等の販売
- (15) その他、前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

(加盟義務)

第5条 当法人は、徳島県を代表する唯一の団体として、JBA 及び四国バスケットボール協会に加盟する。

(遵守義務)

第6条 当法人は、JBAの定款、基本規程及びこれに付随する諸規程並びに国際バスケットボール連盟（以下「FIBA」という。）及びFIBA ASIAの諸規程並びにスポーツ仲裁機構（以下「CAS」という。）及び一般社団法人日本スポーツ仲裁機構（以下「JSAA」という。）の仲裁関連規則のほか、JBA、FIBA、FIBA ASIA、CAS、及びJSAAの指示、指令、命令、決定並びに裁定等を遵守する義務を負う。

(公 告)

第7条 当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による広告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

(機 関)

第8条 当法人は、当法人の機関としては社員総会及び理事以外に理事会及び監事を置く。
2 この法人は、代議員制を採用し、代議員をもって一般社団法人及び財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という）第11条第1項第5号に規定する「社員」とし、代議員会をもって一般法人法第35条以下に規定する「社員総会」とする。

第2章 社員及び会員等

(社員の資格)

第9条 当法人の構成員は次のとおりとし、代議員をもって一般法人法の社員とする。

- (1) 代議員 本定款の規定に基づき会員の中から選挙により選出された者
 - (2) 会 員 理事会において、競技者登録が認められたもの。ただし、会員は代議員の選出母体であって社員には含まれないものである。
- 団 体 全県的に組織されたバスケットボールの競技団体であって次の団体をいう。

徳島県社会人バスケットボール連盟
四国大学バスケットボール連盟徳島支部
徳島県障がい者バスケットボール連盟
徳島県内各地区連盟

- 2 各団体の組織構成は当法人が別に規定するものによるものとする。

(当法人と各団体の役割)

第10条 当法人は、各団体の事業の育成と指導を掌る。

(代議員の職務)

第11条 代議員は、代議員会を組織して、一般法人法及び本定款に定める事項を行う。

(代議員の選出)

第12条 代議員は、会員の中から選挙により選出する。

- 2 前項の選挙においては、会員は等しく選挙権及び被選挙権を有し、理事及び理事会は、代議員を選出する権限を有しない。
- 3 選出すべき代議員の数は、各年代別カテゴリーの規模・構成員等により次のとおりとする。

年代別カテゴリーごとに下記の人数の代議員を選出する。

社会人（大学1名を含む）	12名
U18（高専1名クラブ1名以上を含む）	11名
U15（クラブ1名以上を含む）	10名
U12	10名
障がい者	1名

- 4 代議員選挙は、2年に1度、5月に実施するものとする。
- 5 代議員の選挙を行うために必要な細則は理事会において定める。

(代議員の任期)

第13条 代議員の任期は、選出後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時代議員会の終結の時までとする。ただし、任期満了後においても後任者が選出されるまではその職務を行わなければならない。

- 2 代議員が代議員会決議取消の訴え（一般法人法第266条第1項）、解散の訴え（一般法人法第268条）、責任追及の訴え（一般法人法第278条）及び役員解任の訴え（一般法人法第284条）を提起している場合（一般法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む）には、前項本文の規定にかかわらず、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員はなお一般法人法上の社員たる地位を有するものとする。ただし、当該代議員は、役員選任及び解任（一般法人法第63条及び第70条）並びに定款変更（一般法人法第146条）についての議決権は有しないものとする。
- 3 任期満了前に退任した代議員の補欠として選出された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。
- 4 増員により選出された代議員の任期は、他の代議員の任期の残存期間と同一とする。

(補欠代議員の予選)

第14条 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くこととなるときに備えてあらかじめ補欠の代議員を選出することができる。この場合の代議員の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

- 2 補欠の代議員を予選する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。

(1) 当該候補者が補欠の代議員である旨

- (2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の代議員の補欠の代議員として選出するときは、その旨及び特定の代議員の氏名
- (3) 同一の代議員（2人以上の代議員の補欠として選出した場合にあつては、当該2人以上の代議員）につき2人以上の補欠の代議員を選出するときは、当該補欠の代議員相互間の優先順位
- 3 第1項の補欠代議員の予選に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時代議員会の終結の時までとする。

(退 社)

第15条 代議員は、次に掲げる事由によって退社する。

- ① 代議員本人の退社の申し出。ただし、退社の申し出は、1か月前にするものとするが、やむを得ない事由があるときは、いつでも退社することができる。なお、この場合、既に支払った会費の払戻しはしない。
- ② 死亡
- ③ 総社員（総代議員）の同意
- ④ 除名

(代議員の除名)

第16条 当法人は、代議員が次に掲げる行為をした場合には代議員会の決議によって除名することができる。この場合は、一般法人法第30条及び第49条第2項第1号の定めるところによるものとする。

- (1) 本定款その他の規則に違反したとき
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は当法人の目的に違反する行為があったとき
- (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき

(新たな加盟団体になるための手続き)

第17条 第9条に規定する団体以外に当法人の趣旨に賛同し、新たに加盟団体になろうとするものは、当法人に所定の申込書を提出し、理事会において理事の3分の2以上が出席し、その3分の2以上の議決により加盟団体となることができる。加盟団体は、当法人が別に定める加盟団体に関する規定を守らなければならない。

(入会（チーム加盟・競技者登録）)

第18条 JBA、当法人及び当法人の加盟団体の実施する事業に参加しようとするチーム及び競技者は、JBA及び当法人にチーム加盟及び競技者登録をしなければならない。この手続きを経たもののうち競技者登録をしたもの（個人）を第9条に規定する当法人の会員とする。

- 2 競技者登録により入会するに際しては、チームを結成し、そのチームとして当法人に加盟しなければならない。

- 3 チーム及び登録競技者は、加盟・登録に関する規定を守らなければならない。
- 4 チーム及び登録競技者は、別に定めるチーム加盟料及び競技者登録料を毎年度納入しなければならない。
- 5 チームを構成する人数その他のチームに関する事項は当法人が別に規定する基準に従うものとする。

(会員の権利)

第19条 社員ではない会員は、一般法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様に当法人に対して行使することができる。

- (1) 一般法人法第14条第2項に定める権利（定款の閲覧等）
- (2) 一般法人法第32条第2項に定める権利（社員名簿の閲覧等）
- (3) 一般法人法第50条第6項に定める権利（社員の代理権証明書等の閲覧等）
- (4) 一般法人法第52条第5項に定める権利（電磁的方法による議決権行使記録の閲覧等）
- (5) 一般法人法第57条第4項に定める権利（社員総会の議事録の閲覧等）
- (6) 一般法人法第129条第3項に定める権利（計算書類等の閲覧等）
- (7) 一般法人法第229条第2項に定める権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）
- (8) 一般法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項に定める権利（合併契約等の閲覧等）

(経費の支払義務)

第20条 会員及び社員（代議員）は、代議員会の定める額の会費を支払わなければならない。本条の会費は、一般法人法第27条に規定する経費とする。

(社員名簿)

第21条 当法人は、会員又は代議員の氏名及び住所を記載した「会員・社員名簿」を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。「会員・社員名簿」をもって一般法人法第31条に規定する社員名簿とする。

- 2 当法人の会員及び社員に対する通知又は催告は、「会員・社員名簿」に記載した住所又は会員又は社員が当法人に通知した居所にあてて行うものとする。

(加盟団体の退会)

第22条 加盟団体が当法人から退会するには、理由書を付して当法人に所定の退会届を提出し、理事会において理事の3分の2以上が出席しその3分の2以上の議決に基づき退会することができる。理事会において議決する前に、その団体から事情を聴取するものとする。

(会員の退会)

第23条 加盟団体を構成するチーム及び会員たる競技者は、いつでも退会することがで

きる。ただし、退会は原則1か月前までに当法人及び加盟団体に予告するものとする。

(会員及び加盟団体の除名)

第24条 当法人は、会員（登録競技者）が次に掲げる行為をした場合には代議員会の決議によって除名することができる。この場合は、一般法人法第30条及び第49条第2項第1号の定めるところによるものとする。

- (1) 本定款その他の規則に違反したとき
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は当法人の目的に違反する行為があったとき
- (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき

2 当法人は、加盟団体及びチームが前項に掲げる行為をした場合は代議員会の決議によって除名することができる。この場合は、一般法人法第30条及び第49条第2項第1号の定めるところによるものとする。

(会員資格の喪失)

第25条 前2条の場合のほか、会員（登録競技者）は、次のいずれかに該当するに至ったときはその資格を喪失する。

- (1) 第20条の支払義務を1年以上履行しなかったとき
- (2) 総会員が同意したとき
- (3) 当該会員が死亡し、会員の所属するチームが解散したとき

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第26条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費及びその他拠出金品はこれを返還しない。

第3章 代議員会（社員総会）

(種類)

第27条 この法人の代議員会は、定時代議員会及び臨時代議員会の2種類とする。

(構成)

第28条 代議員会は、代議員をもって構成する。

2 代議員会における議決権は、代議員1名につき1個とする。

(権 限)

第29条 代議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 入会の基準並びに会費の金額
- (2) 加盟団体及び会員の除名
- (3) 役員を選任及び解任
- (4) 役員報酬の額又はその規定
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
- (8) 解散
- (9) 合併並びに事業の全部及び事業の重要な一部の譲渡
- (10) 理事会において代議員会に付議した事項
- (11) 前各号に定めるもののほか、一般法人法に規定する事項及びこの定款で定められた事項

(開 催)

第30条 定時代議員会は、毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催する。臨時代議員会は、必要がある場合に随時開催する。

(招 集)

第31条 代議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。招集通知は、一般法人法に別段の定めがある場合を除き、会日の1週間前までにすべての代議員に対し書面にて発する。ただし、すべての代議員の同意がある場合には、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続を省略することができる。

(議 長)

第32条 代議員会の議長は、会長がこれに当たる。

- 2 会長に事故等による支障があるときは、理事会の決議をもってあらかじめ定めた順序により、他の理事がこれに代わる。

(決 議)

第33条 代議員会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、代議員の議決権の過半数を有する代議員が出席し、出席した代議員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、代議員の半数以上であって、代議員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 加盟団体及び会員の除名

- (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第38条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(代理)

第34条 代議員会に出席することができない代議員は、他の代議員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該代議員又は代理人は、代理権を証明する書類を当法人に提出しなければならない。

(決議及び報告の省略)

第35条 理事又は代議員が、代議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、代議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の代議員会の決議があったものとみなす。

2 理事が代議員の全員に対し、代議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を代議員会に報告することを要しないことについて、代議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の代議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第36条 代議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び当該代議員会において選出された議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。

(代議員会規則)

第37条 代議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、代議員会において定める代議員会規則による。

第4章 役員等

(役員の設定)

第38条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上15名以内
- (2) 監事 2名以内

- 2 理事のうち、1名を会長とする。また、副会長2名以内、専務理事1名及び常務理事3名以上7名以内を選出することができる。
- 3 前項の会長をもって、一般法人法上の代表理事とし、専務理事及び常務理事をもって、同法第91条第1項第2号に定める業務執行理事とする。
- 4 会長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度ごとに4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(理事及び監事の資格)

第39条 当法人の理事及び監事は、当法人の代議員の中から選任する。

- 2 前項の規定にかかわらず、総代議員の議決権の過半数の同意により、学識経験者等代議員以外の者から選任することができる。

(役員を選任)

第40条 理事及び監事は、代議員会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から定める。
- 3 監事は、当法人又はその子法人の理事若しくは使用人を兼ねることができない。
- 4 理事のうちには、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係ある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 5 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を越えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第41条 会長は、当法人を代表し、その業務を執行する。

- 2 副会長は、会長を補佐する。
- 3 専務理事は、当法人の業務を執行する。
- 4 常務理事は、当法人の業務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

第42条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して、事業の報告を求め、当法人の事業及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、法令で定めるところにより、この法人の貸借対照表、損益計算書及びこれらの附属明細書並びに財産目録及びキャッシュフロー計算書を監査し、会計監査報告を作成する。

4 監事は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び使用人に対し、会計に関する報告を求めることができる。

(1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面

(2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

(役員任期)

第43条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時代議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時代議員会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。また、増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残余期間と同一とする。

4 理事又は監事は、第38条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第44条 理事又は監事は、次の各号の一に該当するときは、代議員会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

第45条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、代議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、代議員会の決議を経て報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）として支給することができる。

2 役員には、その職務を行うため要する費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、代議員会において別に定める。

(取引の制限)

第46条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
 - (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく理事会に報告しなければならない。
 - 3 前2項の取扱いについては、第57条に定める理事会規則によるものとする。

(責任の一部免除等)

- 第47条 当法人は、理事及び監事の一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。
- 2 当法人は、非業務執行理事及び監事との間で、一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。

第5章 理 事 会

(構 成)

- 第48条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権 限)

- 第49条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の職務を行う。
- (1) 代議員会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
 - (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
 - (3) 前各号に定めるもののほか当法人の業務執行の決定
 - (4) 理事の職務の執行の監督
 - (5) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
 - (1) 重要な財産の処分及び譲り受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (4) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適性を確保するために必要な法令で定める体制の整備
 - (5) 重要な使用人の選任及び解任

(種類及び開催)

第50条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種類とする。

2 通常理事会は、毎年4回以上開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき

(2) 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、理事会において予め定めた他の理事が必要と認めたとき

(3) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長又は前号において定める理事に招集の請求があったとき

(4) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合において、その請求をした理事が招集したとき

(招 集)

第51条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第3項第4号により理事が招集する場合及び一般法人法第101条第3項の規定に基づき監事が招集する場合を除く。

2 会長又は前条第3項第2号に定める理事は、前条第3項第3号又は一般法人法第101条第2項に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しなければならない。

3 会長が欠けたとき又会長に事故あるときは、理事会において予め定めた順序に従い他の理事が招集する。

(議 長)

第52条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の都度、理事の中から互選により選定する。

(決 議)

第53条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、決議に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

(決議の省略)

第54条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第55条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りではない。

(議事録)

第56条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、出席した会長及び監事が、記名押印する。

(理事会規則)

第57条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

(常務理事会)

第58条 常務理事会は、任意の機関として、会長、専務理事及び常務理事をもって構成する。

2 常務理事会は、当法人の事業遂行のため、理事会から委任された事項及び緊急に処理すべき事項（重要な業務執行の決定を除く。）を議決する。

3 会長は、必要に応じて常務理事会を開催することができる。

4 常務理事会の議長は、会長がこれに当たる。

第6章 名誉会長、参与及び顧問

(名誉会長、及び参与及び顧問)

第59条 当法人に、名誉会長、参与及び顧問若干名を置くことができる。

2 名誉会長、参与及び顧問は、理事会で任期を定めて選定し会長が任命する。

3 名誉会長、参与及び顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用を支出することができる。

4 名誉会長は、当法人の会長の職にあった者で、会長の諮問に応じ、かつ、各種の会議に出席して意見を述べることができる。重要な事項について、会長の諮問に応じ意見を述べるすることができる。

5 参与は、当法人の会員であって、会長が必要と認める事項について、その諮問に応じ、かつ意見を述べることができる。

6 顧問は、当法人の会務の重要事項について、会長の諮問に応じ、かつ意見を述べるすることができる。

第7章 事務局

(事務局)

第60条 当法人の事務を処理するために事務局を設け、必要な職員を置くことができる。

2 事務局に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

第8章 専門部会及び専門委員会

(専門部会及び専門委員会)

第61条 当法人の円滑な事業遂行のため、必要に応じて、理事会の議決に基づき専門部会と専門委員会を置くことができる。

2 前項の規定による専門委員会は、理事会の議決により、各委員会毎に専門委員を3名以上選任し、委員の互選によって委員長及び副委員長各1名を選定する。なお、各専門委員長を特任理事と呼称する

3 前項の規定を除き専門部会及び専門委員会の組織並びに運営に関する規定は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第9章 資産及び会計

(事業年度)

第62条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第63条 この法人の事業計画書、収支予算書は、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第64条 この法人の事業報告及び収支決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を得て、定時代議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号及び第4号の書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

（剰余金の分配）

第65条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第10章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第66条 この定款は、代議員会の決議によって変更することができる。

（解 散）

第67条 この法人は、代議員会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（残余財産の処分）

第68条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、代議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 補 則

（委任）

第69条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は理事会の決議により別に定める。

第12章 附 則

（法令の準拠）

第70条 この定款に規定のない事項は、すべて一般法人法、その他の法令に従う。

上記は当法人の定款に相違ない。

一般社団法人徳島県バスケットボール協会

代表理事 植 田 滋